

※ 必ずお読みください

- 条件を満たす場合、脱退一時金を受け取れる場合があります

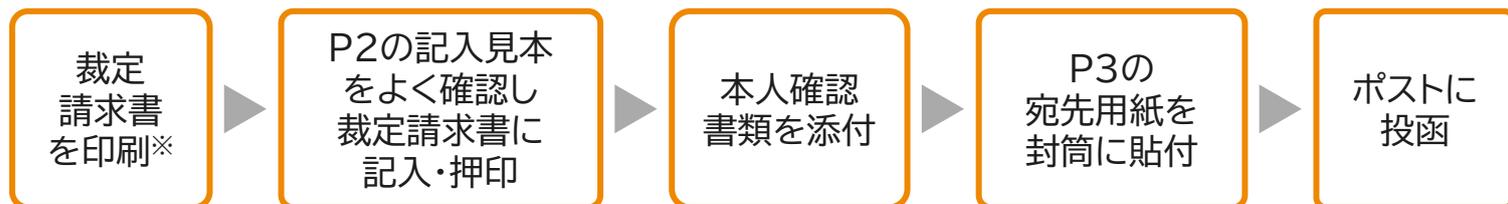
15,000円以下脱退一時金 受給要件

- 下記①～③の条件をすべて満たす場合、脱退一時金を受け取ることが可能です
 - ① 請求日(不備のない書類を三井住友信託銀行が受け付けた日)の前月末の資産額が15,000円以下であること※
 - ② 加入者資格を喪失した月の翌月から6ヶ月以内に、三井住友信託銀行へ不備のない書類を提出すること
 - ③ **他の確定拠出年金の加入者もしくは運用指図者になっていないこと**

※ 資産額が不明な場合は、P5の「NRKWebサービスでの資産額の確認方法」を参照のうえ、Webからご確認いただくか、または三井住友信託DCコールサービスへお問い合わせください

※ 資産額が15,000円超の場合でも受給要件を満たしていれば脱退一時金を受け取ることが可能です。お手続きに関する詳細は三井住友信託DCコールサービスへお問い合わせください

お手続きの流れ



※ 裁定請求書・封筒については三井住友信託DCコールサービスにご連絡いただき郵送にて書類をお送りすることも可能です

必要書類

- ① **裁定請求書** (記入見本をよくご確認のうえ、ご記入・朱肉印を捺印ください)
- ② 本人確認書類(「裁定請求書」と同じ氏名・住所・生年月日が記載されたもの)
下記のいずれかの書類を添付台紙に貼付けのうえご添付ください

添付台紙

- 「運転免許証」のコピー
(有効期限内、新住所が裏面に記載されているときは裏面のコピーも必要)
- 所持人記入欄の現住所を記入した「パスポート」のコピー(有効期限内)
- 個人番号カードの表面(有効期限内、裏面は不要)
- 「運転経歴証明書」のコピー(2012年4月以降発行分)
- 写真付き「住民基本台帳カード」のコピー(有効期限内)
- 「在留カード」のコピー(有効期限内)
- 「特別永住者証明書」のコピー(有効期限内)

※ 「外国人登録証明書」は廃止となりましたが、一定期間「在留カード」とみなすことができます。永住者以外は在留期間更新等の手続きのときまで、永住者については新しい在留管理制度導入後3年以内です

氏名・現住所・生年月日・有効期限がわかる箇所の全てのコピーを添付してください

- 受取人の印鑑証明書
- 戸籍の附票が付いた「戸籍謄(抄)本」
- 住民票の写し

不備のない書類を弊社で受け付けた時点で**発行から3ヶ月以内の原本**を用意してください

裁定請求書(脱退一時金)記入見本

- 裁定請求書(PDF版)を印刷したうえで記入ください
(↑クリックするとダウンロードできます)

※ 三井住友信託DCコールサービスにご連絡いただき、郵送にて書類をお送りすることも可能です

32050 確定拠出年金 裁定請求書(脱退一時金)

記入上の注意

三井住友信託銀行株式会社 御中 経由
日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

依頼年月日(西暦) 20 年 月 日
※ 請求書提出時付年月日(裁定請求日) (西暦)

記入した日をご記入ください

記入不要

プラン番号 0 1 2 3 4 5 ○○○○確
企業コード/プランコース 1 2 3 4 5 6 7 8 ○○○○株
加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
加入者氏名 年金 花子

お勤めされていた会社のプラン名・企業名をご記入ください(プラン番号・企業コードが不明な場合は、お手元に届く「残高のお知らせ」や「資格喪失のお知らせ」にてご確認くださいか、お勤めされていた会社にご確認ください

加入者番号、従業員番号が不明な場合は、「残高のお知らせ」や「資格喪失のお知らせ」にてご確認ください

お手持ちの年金手帳や基礎年金番号通知書等にてご確認ください

1月 1日 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

下記の裁定事由に基づき、脱退一時金の裁定を請求いたします。
例) 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NPK」)の個人番号を利用することに同意いたします。
私の個人番号を添付資料のとおり甲印し、資産管理機関およびNPKに使用することに同意いたします。
(注) 裁定完了後に税務報告作成要否が確定します。

裁定事由 請求する給付会に該当する裁定事由を選択ください。

企業型脱退一時金(個人別管理資産額15,000円以下)
 企業型脱退一時金(個人別管理資産額15,000円超)
(注) 外国籍かつ日本国内に住所をお持ちの以下(脱退一時金請求不可対象者)に該当する方は、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者として脱退一時金の支給要件を満たさないため請求不可となります。
<脱退一時金請求不可対象者>
市区町村に届出届の提出を行わずに、再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国して裁定請求時において再入国許可が有効な方。

朱肉印を押印ください(シャチハタ印は不可)

本人確認書類と同一の住所をご記入ください。書類に不備があった場合、弊社よりご連絡させていただく場合がございます。日中連絡のつく電話番号を必ずご記入ください

フリガナも必ず記入してください

本人確認書類と同一の氏名をご記入ください。登録氏名から変更がある場合は、氏名変更手続きが必要ですのでご連絡ください

印

記入不要

受取人 自署のうえ実印(印鑑登録証明書印)をご捺印ください。

フリガナ 年金 ハナコ
氏名 年金 花子

〒123-4567 TEL(03)1234-5678
東京都千代田区丸の内1-4-1三井マンション102号室

送金先口座情報 ①金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方を選択して記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。

金融機関コード	1 2 3 4	金融機関名	三井住友信託
支店コード	1 2 3	本支店名	東京中央
預金種目	普通預金	口座番号(右づめ)	1 2 3 4 5 6 7
ゆうちょ銀行	記号	1 0	番号(右づめ)
			1

口座名義人 受取人氏名と同じ

受取人本人の口座(国内口座)をご記入ください。口座番号が7桁未満のときは右詰めでご記入ください

住所変更のチェックボックスにチェックしてください。
※ 個人型の場合は別途お手続きが必要となります。

住所変更あり
本紙面をもって、登録住所の変更を依頼いたします。

裁定請求書に記入した受取人住所と、確定拠出年金の登録住所が異なる場合は住所変更ありに「レ」チェックをご記入ください

32050
裁定請求書(企業型)受付金融機関→資産管理機関→NPKネットワーク

発行期間 7年 32050(24.05)

問い合わせ窓口

- 書類の記入方法が分からない、郵送で書類を送って欲しい等のお問い合わせは、加入者番号※をご用意のうえ、三井住友信託DCコールサービスへご連絡ください
- また、ご提出いただいた書類に不備があった場合は、三井住友信託DCコールサービスよりご連絡させていただく場合がございますので、裁定請求書の「電話番号」欄には、日中連絡のつくお電話番号を必ずご記入くださいますようお願いいたします

※ 加入者番号は「残高のお知らせ」や「加入者資格喪失のお知らせ」等に記載されております。お手元にご用意のうえ、ご連絡ください

ご不明点に関するご照会は、是非 **ライフガイド** をご活用ください! **NRK版**

一般的なお問い合わせは
DCチャットボットへ!

24時間いつでもAIが自動で回答します。
ログインいただくとWeb相談機能も
ご利用いただけます



ライフガイド
DCチャットボット

よくある
ご質問



コールサービス
営業時間



お電話でのお問い合わせは
三井住友信託確定拠出年金コールサービス
0120-922-401 (通話料無料)

<ご参考> NRKWebサービスでの資産額の確認方法

- 資産額の確認は、Webサービスで確認することができます。ログインに必要な「ユーザーID」「暗証番号」がご不明な場合は、以下の「NRKWebサービス」画面にて再発行手続きが可能です。「残高のお知らせ」や「加入者資格喪失のお知らせ」に記載されている加入者番号をもとにお手続きください

NRK「確定拠出年金Webサービス」

<https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>へアクセス

! システムメンテナンス時はご利用できません
⇒ 毎週日曜日 2時～8時 ※ 左記以外にも臨時停止する場合がございます

確定拠出年金Webサービス ログイン

ユーザーIDと暗証番号（パスワード）を入力して、「ログイン」ボタンを押してください。

ユーザーID
暗証番号

ログイン

「ユーザーID」「暗証番号」を入力の上、「ログイン」を押してください

ID再発行手続きはこちら

ID再発行

メインメニュー

資産評価額照会
現在と過去の資産評価額を照会できます。

取引履歴照会
過去のお取引内容などを照会できます。

資産評価額照会を選択し、次画面に表示される「脱退一時金判定予定額はこちらです。」をクリック
次画面下部に表示される「次へ」をクリックすると「脱退一時金判定予定額」画面に移動します

資産評価額照会

脱退一時金判定予定額

照会日の前月末日を基準日とした脱退一時金判定予定額を照会します。

※ 表示されている判定予定額は、参考値であり、これにより脱退一時金の支給が請求された場合、裁定請求された加入者番号（口座）以外の記録が確定拠出年金制度内にある場合等）で脱退一時金の支給可否を判定します。

基準日：2010/02/28 照会日時：2010/03/24 13:33

(1) 前月末個人別管理資産額	24,874円
(2) 掛金未入金額	0円
(3) 制度移換金未入金額	0円
(4) 移換金未入金額	0円
(5) 事業主返還資産予定額	10,000円

判定予定額が15,000円以下であることを確認してください

判定予定額
14,874円

[[((1)+(2)+(3)+(4))-(5)]

加入者資格喪失日	2010/01/18
通算拠出期間	0年2ヶ月
勤続期間	1年10ヶ月
事業主返還率	50.00%
事業主掛金累計額	20,000円

! 判定予定額は、あくまでも「予定額」であり、実際の額と異なる場合があります

※ この照会は、脱退一時金の請求を行う際の参考情報となります。表示されている判定予定額は、参考値であり、これにより脱退一時金の支給可否が確定されるものではありません

※ 勤続年数や事業主返還をご認識と異なる場合は、以前の勤務先の担当部署にご確認ください